

かしわざき秋の収穫祭 出店要項



1 概要

- (1) 目的
秋の収穫祭は、その開催を通じて、農林水産物の収穫の喜びを分かち合いながら、生産者・加工業者及び販売者と消費者の交流により、本市経済の活性化を図ることを目的とする。
- (2) 開催時期
令和8(2026)年10月25日(日曜日)
- (3) 場所
柏崎市役所、柏崎市文化会館アルフォーレ周辺
- (4) 主催
秋の収穫祭実行委員会

2 出店の条件

以下を満たし、秋の収穫祭実行委員会（以下、「実行委員会」という。）が認めた団体

- (1) 市内に営業の拠点を有しており、以下の内容で出店できる者
柏崎産農林水産物の販売、柏崎産農林水産物の加工販売、市の農林水産業の振興に繋がる体験・展示、柏崎産食材を使用した飲食物の販売、市内産業（農林水産業以外）の活性化に繋がること。
- (2) 本イベントの目的を理解し、その趣旨に賛同する者。
- (3) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」に規定される反社会的勢力及びその構成員の統制下にあるものでないこと。
※柏崎警察署へ照会した結果、前述との関係が判明した場合も出店できません。
- (4) 実行委員会や収穫祭に関係する行政機関等（保健所、消防署、警察署等）の指示に従える者。
- (5) 実行委員会への事前申し出を行わず出店申込書の記載と異なる品目を販売等しないこと。
- (6) 収穫祭の搬入時刻、開始時刻、終了時刻、撤収時刻を遵守できること。
※開催時間中に売り切れ等が発生した場合も、終了時刻まではおお客様のご対応をお願いします。
※販売開始前の販売や売切れによる早期撤収を確認した場合は来年度の出店選考に影響する場合があります。
- (7) 主催者が実施するスタンプラリーに協力できる者。

3 出店申込

出店申込は次のいずれかの方法により行ってください。

(1) 専用フォームによる申し込み

二次元コードまたはURLから専用フォームにアクセスし、必要事項を入力のうえお申し込み下さい。



URL : <https://ttzk.graffer.jp/city-kashiwazaki/smart-apply/apply-procedure-alias/syukakusai2026>

【申込期限】 7月31日（金） 23時59分まで

(2) 持参または郵送による申し込み

次の書類に必要事項を記入し、実行委員会事務局（柏崎市役所 3階農林水産課）へ持参又は、郵送によりご提出ください。

- 出店申込書
- かしわざき秋の収穫祭出店要項の遵守及び暴力団等の排除に関する誓約書
- 出店配置図（※キッチンカーのみ）
- 販売計画（※食品を販売する店舗のみ）

【申込期限】 7月31日（金） 16時まで（※郵送の場合は必着）

4 出店料

出店配置については主催者で決定いたしますのでご了承ください。

	サイズ	出店料
1テント（屋台を含む）	間口3間×奥行2間（約19.4㎡）	5,000円
半テント	間口1.5間×奥行2間（約9.72㎡）	2,500円
キッチンカー（1区画）	全長5.5m×全幅3.7m 車両および付帯設備は区画内に収めてください	5,000円
追加	指定区画を超える場合は、超過面積に応じて半テント区画【間口1.5間（全長2.8m）×奥行2間（全幅3.7m）】単位で追加申込みをお願いします	2,500円

5 店舗設備等

貸出物品については、出店申込時に届け出ることとし、当日の追加は原則できません。

(1) 物品貸出料

長机 (180×45×70cm)	1,000円/1台
パイプ椅子	300円/1脚
展示パネル (W90×H180cm)	3,500円/1枚

(2) 電気使用料

1件 1,000円 (※会場内の停電防止のため、使用できる電力(W)を制限する場合があります。)

6 出店の可否

(1) 出店申込者多数の場合には、「加点・減点方式」による選考を行います。選考基準は下記のとおりです。

項目区分	評価内容	加点(減点)ポイント
加点	柏崎市の一次産品の販売	2
加点	柏崎市食の地産地消推進店	1
加点	農林水産業の振興に繋がる体験・展示	1
加点	柏崎産食材を用いた加工品・飲食物の販売	1
加点	柏崎・社長のたまご塾卒塾生	1
減点	令和7年度以降のルール違反(1件につき)	-1

(2) 8月上旬に、実行委員会事務局より出店の可否について通知します。

7 支払・返金

(1) 出店いただける店舗には、出店のご案内に請求書を同封しますので、9月7日(月)までに指定の口座へお振込みください。

※振込手数料は出店者負担となります。

※現金でのお支払いはできません。

(2) お支払いの遅延があった店舗は、来年度以降の出店選考に影響する場合があります。

(3) 9月7日(月)以降の出店キャンセルは返金できませんので、ご了承ください。

8 出店者説明会

会場案内や当日の注意事項について説明します。**必ず担当者（当日の責任者）が、出席してください。**食品を取り扱う店舗は、説明会の後半で保健所からの説明がありますので、必ず最後までご参加ください。

【日時】 9月10日（木） 14時～15時30分（予定）

【会場】 柏崎市役所 1階多目的室（柏崎市日石町2番1号）

9 搬入出

(1) スケジュール

搬入時間	設営時間	開催時間	搬出時間
7:30～9:00	7:30～9:50	10:00～15:00	15:30～17:30

(2) 搬入出方法

- 前日に搬入や配送を利用して、物品を会場内に保管することはできません。
- 出店に必要な物品の搬入、搬出のために車両を使う店舗には、「搬入出車両証」を1店舗につき1枚発行します。
- 「搬入出車両証」発行済みの車両は、搬入時間内に限り、通行止めエリアへの進入とテント前への一時停車を認めます。
- 「搬入出車両証」発行済みの車両は、出店者専用駐車場の利用が可能です。車両を2台以上ご利用の店舗は、各自有料駐車場をご利用ください。
- 会場内及び会場周辺の道路上、来場者駐車場には駐車（留置き）できません。
※違法駐車（留置き）が確認された場合は、来年度以降の出店選考に影響する場合があります。

10 中止

(1) 荒天や災害により事故のおそれがある場合には、開催を中止します。

状況	対応
前日から荒天が予想される場合	前日10月24日（土）12時に判断を行い、 中止の場合のみ 市HPへ掲載します。
当日まで天候の判断がつかない場合	当日10月25日（日）6時に判断を行い、 中止の場合のみ 市HPへ掲載します。

(2) **中止の場合も出店料の返金はいりません。**

※開催日当日のお問い合わせは市役所の代表電話へお願いします。

電話：0257-23-5111

1 1 注意事項

(1) 出店者の責務

- 商品購入者等からの苦情などについては、出店者において自らの責任と費用をもって対応してください。
- 万一、事故等が発生した場合は、速やかに実行委員会に報告し、出店者が自らの責任と費用をもって対応してください。

(2) 衛生

- 飲食、食品販売で保健所の許可や届出が必要な場合は、各自で手続きをお願いします。
- 特別な感染症対策は行いませんが、基本的な衛生面の対策としてアルコール消毒等を徹底してください。

(3) 安全

- 火器使用器具を使用する出店者は、テント内（区画内）に必ず消火器を設置してください。（消防への届出は実行委員会で一括して行います。）
- テント外（区画外）の陳列、装飾、試食、販売、宣伝等は認めません。

(4) 環境

- 出店に係るゴミは必ず出店者自ら持ち帰り処理してください。（油類や残飯等の廃棄や排水も厳禁です。）
- 音響機器は使用できません。（ハンドマイク、ステレオ等）
- 会場内の水道水は、食器等の洗浄に使用しないでください。
- 油類等を使用し出店場所を汚損する恐れのある場合は、必ず地面にビニールシート等を敷くなどの対応をお願いします。地面に汚れが残った際は、出店者が必ず清掃を行ってください。
- 展示品及び商品等の管理は、出店者の責任において行ってください。
- 会場内でふるまいは行えません。試食は可能ですが、常識的な範囲で行ってください。
- アルコール類のみの販売は行えません。別途地場産品の取扱いを行った上で提供してください。（市内酒造会社等は例外とします。）

1 2 その他

- (1) インボイス制度に対応した領収書の発行はできません。
- (2) 特定原材料に定められている8品目（卵、乳、小麦、そば、落花生、えび、かに、くるみ）が原材料に含まれる販売物がある場合、アレルギーの表示をするとともに、出店者はお客様からの問い合わせに応じられるよう対応をお願いします。
- (3) 出店にあたっては、実行委員会と会場係員の指示に従ってください。
- (4) 出店スペースの区割りは事務局で行います。
- (5) 警察署への届け出のため、団体関係者の身分証明書の写しを御提出いただく場合があります。